## 新設届出に係る今後のスケジュールについて

1 県の意見等を届出者に通知【第14条第1項】

(令和4年2月25日まで)

- ※ 届出日から7月以内かつ市町村等の意見の公告日から3月以内
- 県の意見等を公告・縦覧【第14条第3項】(公告の日から1か月間)
  - ⇒ 「意見あり」の場合は、次の2、3の対応あり。
  - ⇒ 「意見なし」の場合は、手続終了
- 2 届出者からの県意見に対する対応報告【第14条第1項第1号】
  - ※ 報告のあった日から2か月間、新設に係る工事の着手制限【第16条第1項第1号】
  - 届出者からの県意見に対する対応報告の概要を公告・縦覧【第 14 条第 5 項】 (公告の日から 1 か月間)
- 3 県意見に対する対応報告への対応
  - 対応報告の内容の検討(対応報告を受けた日から2か月以内)
    - ⇒ 県の意見を反映していると認められる場合は、手続終了
    - ⇒ 県の意見を反映せず、著しい支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は、 勧告・公表も可能
      - ※ 勧告する場合は、商業まちづくり審議会の意見を聴取【第15条第2項】